

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（情）第3号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和4年1月13日付で、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、(1)から(3)までの文書の開示の請求（以下(1)に係る請求を「本件請求1」と、(2)に係る請求を「本件請求2」と、(3)に係る請求を「本件請求3」といい、これらの請求を総称して「本件請求」という。）を行った。

- (1) じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第37条第1項に基づいて平成29年1月1日以降に広島県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第8号）の類（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) じん肺法施行規則第37条第1項に基づいて平成29年1月1日以降にじん肺法（昭和35年法律第30号）の労働基準監督機関（広島労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第8号）の類（以下「本件請求文書2」という。）
- (3) 平成29年1月1日以降のじん肺法第8条の定期健康診断の実施日が分かる資料（以下「本件請求文書3」という。）

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書1及び本件請求文書2（以下これらを「本件請求文書」と総称する。）については、条例第7条第2項の規定により、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年1月27日付で、本件請求文書3については、条例第7条第1項の規定により行政文書開示決定を行い、同日付で、それぞれ審査請求人に通知し

た。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月31日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を特定し、開示するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 今回開示請求を行った資料は、広島県人事委員会又は広島労働局のいずれかの機関に提出したいわゆる「じん肺健康管理実施状況報告」である。

労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に係る労働基準監督機関は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定にあるとおり、広島県庁の知事部局の場合は広島県人事委員会である。そして、今回審査請求の対象とした高等技術専門校は、労働基準法別表第1第12号の業種の行政機関であるから、広島県人事委員会が労働基準監督機関となる。

地方公務員法の全条文を見返しても、じん肺法にかかる適用除外の法的根拠は認められず、一般職の地方公務員であって、労働基準法別表第1第12号の業種の行政機関に勤める者は、じん肺法の適用除外とはならない。

(2) 広島県立呉高等技術専門校（以下「呉高等技術専門校」という。）、広島県立福山高等技術専門校（以下「福山高等技術専門校」という。）及び広島県立三次高等技術専門校（以下「三次高等技術専門校」という。）は、同時期に開示請求した応答としての行政文書開示決定通知書において、じん肺法第8条の規定に基づく定期健康診断を実施している事情が認められる。

そして、広島県人事委員会の令和元年度事業所調査報告書から、福山高等技術専門校に関し「溶接科の職員2名が、じん肺の特殊健康診断を受診した」及び呉高等技術専門校に関し「(特殊健康診断の)対象は、溶接科を担当する訓練科の職員2名」と記録がある。

よって、じん肺法第8条第1項第1号の「常時粉じん作業に従事する労働者」がそれぞれの高等技術専門校に在籍しているものと予想する。

したがって、じん肺法第44条に関する「厚生労働省令で定めるところ」としてのじん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づく、いわゆる「じん肺健康管理実施状況報告」の提出の措置義務を免れない。

なお、じん肺法施行規則第37条第1項の「事業者」とは、じん肺法第2条第1項第5号で「労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者で、粉じん作業を行う事業に係るもの」をいう。とされ、地方公務員法第58条で適用除外とならない労働安全衛生法第2条第3号に基づく「事業者」であるから、三つの高等技術専門校もじん肺法上の「事業者」に該当するものである。

そして、昭和53年4月28日基発第250号「改正じん肺法の施行について」において、「事業者が毎年都道府県労働基準局長に報告すべき事項について、従来のじん肺健康診断の実施状況のほかに、じん肺管理区分別内訳等を含め、じん肺に関する健康管理の実施状況を報告することとしたこと。なお、粉じん作業を行う事業に係る事業者で、当該年にじん肺健康診断を実施しなかつた事業者も、第1項の報告を行う必要があること。」とされており、平成29年1月1日以降に報告期日である毎年2月末日は開示請求日の令和4年1月13日までに5回あるので、それぞれの高等技術専門校において少なくとも5件のじん肺健康管理実施状況報告があつてしかるべきである。

(3) 以上から、三つの高等技術専門校は、所轄労働基準監督署長を通じて広島労働局長にじん肺健康管理実施状況報告の提出義務があることから、じん肺法上の労働基準監督機関としての広島労働局への提出文書が不存在することは不合理である。

そして、じん肺法上の労働基準監督機関が広島労働局と認識していない

場合には、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関と同様に、広島県人事委員会をじん肺法上の労働基準監督機関と三つの高等技術専門校が錯認するとの予想が合理的であるから、広島労働局へ提出した対象文書が無い場合には、広島県人事委員会への提出書類が不存在とすることも不合理である。

じん肺法が三つの高等技術専門校に適用されるにもかかわらず、いずれの行政機関にも対象文書を提出していないとするることはより一層不合理である。

したがって、今回の審査請求では、本件処分は対象文書の特定が不十分であることから、本件処分を取り消し、行政文書を特定し、当該文書を開示するとの裁決を求めるものである。

(4) そもそも、この問題の原因は、地方公務員法及びじん肺法のいずれにも、地方公務員法第58条第5項で掲げられた業種及び労働基準法別表第1以外の行政機関に所属するいわゆる一般職の地方公務員へ適用か又は適用除外かについて、若しくは、どの行政機関がじん肺法上の労働基準監督機関となるかについて明確に記載がないことに起因している。そこで、広島県情報公開・個人情報保護審査会の弁護士である委員には、一般職の地方公務員は①じん肺法の適用を受けるべきか又は適用除外とするべきか及び②どの行政機関がじん肺法上の労働基準監督機関となるべきかについてのご見解を審査会答申の付言において示されたい。

(5) 行政不服審査法第34条の規定に基づく「適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述」を要求する。

文書の存否について知見を有する者として、該当者は、広島県人事委員会事務局の労働基準監督機関としての業務を行う職員である。

対象文書の一部が存在するならば、じん肺健康管理実施状況報告を定期的に受け取っているはずであるから、文書の存否について知見を有する者である。

また、令和元年度に福山高等技術専門校及び呉高等技術専門校を対象として事業場調査を行いじん肺法第8条第1項の定期健康診断の実施を広島県人事委員会の職員は認識している。

通常、労働基準監督署の労働基準監督官であれば、じん肺健康管理実施状況報告の提出がなされていなければ、当該報告を提出するようにとの指導を行うはずである。その場合には当該指導を行った旨を事業場調査の報告書に記載するはずであると思料するが、指導を行った旨の記載は調査結果には記されていなかった。

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和44年広島県人事委員会規則第6号）第5条第15号に「労働基準監督機関の職権の行使に関すること。」と掲げられており、じん肺法上の労働基準監督機関であると認識しているからこそ、じん肺法の健康管理に関して記録を行ったものと予想する。よって、広島県人事委員会事務局職員であって、事業場調査を行った職員はじん肺法上の労働基準監督機関としての役割を担う職員と自認しているから、対象文書の存否について知っている事実の陳述を要求する。

なお、行政不服審査法第34条の規定に基づく陳述がなされない場合には、広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成16年広島県条例第50号）第10条第4項の規定に基づく、「審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査」がなされることを期待する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 じん肺法施行規則第37条第1項に基づいて、様式第8号により、管轄する労働基準監督署長を経由して所管都道府県労働局長に報告義務のある「じん肺に関する健康管理の実施状況」については、「常時粉じん作業に従事する労働者」であることが要件となる。
- 2 「常時粉じん作業に従事する労働者」について判断するに当たり、常時性が問われることとなるが、三次高等技術専門校では、溶接加工科において、学科（座学）、実技を合わせて年間1400時間程度の訓練を行う中で、じん肺法施

行規則第2条別表第7項に掲げる金属の研磨並びに第20項及び第20項の2に掲げる金属のアーク溶接等に携わる訓練については、年間570時間程度の実技を行っており、当校の訓練指導員は、その実技の中で、訓練生を指導するための模範作業として、不定期に1日当たり5分から10分程度、年間で14時間程度粉じん作業に従事している。

3 以上の作業実態から、三次高等技術専門校の訓練指導員は、常時粉じん作業に従事しているとはいえないため、じん肺法施行規則第37条第1項に基づくじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第8号）を三次労働基準監督署長に提出する必要はないことから、三次高等技術専門校は、当該様式第8号について作成をしていない。

また 同じ理由から、広島県人事委員会へは、同報告を行う義務はない。

4 以上から、条例第7条第2項の規定に基づき、対象文書が存在しないため不存在とした決定は妥当である。

5 なお、この常時性がないことについては、広島労働局にも確認済みである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求1及び本件請求2について

本件請求1は、三次高等技術専門校が平成29年1月1日以降にじん肺法施行規則第37条第1項に基づいて広島県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告に係る文書の開示を求めるものであり、本件請求2は、三次高等技術専門校が平成29年1月1日以降にじん肺法施行規則第37条第1項に基づいて広島労働局へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告に係る文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

じん肺法第8条では、事業者が定期的にじん肺健康診断を行わなければならない労働者として、常時粉じん作業に従事する労働者及び常時従事させたことのある労働者が規定され、同法第44条では、「厚生労働大臣、都道府県労

労働局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。」とされており、じん肺法施行規則第37条第1項で「事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、様式第8号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。」とされている。

実施機関は、三次高等技術専門校には常時粉じん作業に従事している労働者がいないことから、じん肺法第8条に基づく健康診断は実施しておらず、本件請求文書は作成していないため存在しない旨説明する。

そこで、この点について、実施機関に確認したところ、次のとおりであり、その内容に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

- (1) 三次高等技術専門校では溶接加工科において、訓練指導員が、訓練生を指導するための模範作業として、不定期に、1日当たり5分から10分程度で、年間を合計して14時間程度粉じん作業に従事しているが、この実態はじん肺法第8条の「常時」とはいえないことから、じん肺法施行規則第37条第1項の報告は行っておらず、本件請求文書は作成していない。
- (2) こうした三次高等技術専門校の訓練指導員の作業実態について広島労働局に説明し、じん肺法第8条の「常時」に当たらないとする判断は妥当であるとの回答を得ている。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、実施機関によるじん肺に関する健康管理の実施状況に係る報告の妥当性等についても主張しているが、当審査会は審査請求に係る行政文書の開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、実施機関による事務手続そのもののは是非等について判断する権限を有するものではない。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	处 理 内 容
令和 4 年 6 月 13 日	・ 諮問を受けた。
令和 5 年 1 月 27 日 (令和 4 年度第10回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 2 月 24 日 (令和 4 年度第11回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
金 谷 信 子	広島市立大学教授
山 田 明 美	広島修道大学准教授